

## 土佐町育児休業制度整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、土佐町補助金交付規則（平成13年4月13日規則第3号）第18条の規定に基づき、土佐町育児休業制度整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 町は、育児休業制度の普及及び子育てしやすい職場環境整備を促進するため、事業所等に勤務する男性の労働者が育児休業を取得したとき、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。
- (2) 育児休業者とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2章に規定する育児休業を取得した労働者をいう。

(補助金の交付の対象)

**第4条** 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる事項のすべてを満たすものとする。

- (1) 育児休業制度の規定等を整備している又は新たに整備する高知県内に住所を有する中小企業又は事業者で常時使用する従業員の数が50人以下のもの（以下「事業者等」という。）。
- (2) 男性の育児休業取得率向上につながる効果的な事業となるよう、事業所等は男性の育児休業の取得実績をホームページ等で公表すること。
- (3) 町税又は使用料、手数料、分担金等、町へ納入すべきもの及び、その他町に対する債務額、県税に滞納を生じていないものとする。
- (4) 育児休業取得者及び対象児が土佐町に住所を有し、1カ月以上育児休業を取得すること。
- (5) 申請者は育児休業を取得する日に、育児休業取得者を雇用保険の被保険者として雇用していること。
- (6) 申請者は育児休業取得者の職場復帰後、引き続き雇用保険の被保険者として1カ月以上雇用すること。

(補助金の額)

**第5条** 町長は、事業者等に対し、育児休業者1人につき、1月あたり10万円とし6カ月を限度に補助金を交付するものとする。但し、1月に満たない場合は日割計算とし、1,000円未満を切り捨

てる。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、土佐町育児休業制度整備支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添え、町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

**第7条** 町長は前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(実績報告)

**第8条** 申請者は、事業が終了したときは、土佐町育児休業制度整備支援事業費補助金実績報告書（別記第3号様式）を、事業の終了した日から起算して30日を経過する日又は終了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

**第9条** 申請者は、補助金の交付を受けた後、第4条に違反が認められたとき又は別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められたとき、補助金の全額を返還するものとする。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

**別表第1**（第7条、第9条関係）

- 1 暴力団（土佐町暴力団排除条例（平成23年3月17日条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その構成員（業務を主として担う者、及びその業務に従事する者をいう。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

